2050年ゼロカーボンシティに向けた再生可能エネルギー導入等計画策定業務
仕様書

本仕様書は、小野市（以下、「本市」という。）が行う「2050年ゼロカーボンシティに向けた再生可能エネルギー導入等計画策定業務」（以下、「本業務」という。）の受託者を公募するにあたり、必要とする基本事項について定めるものである。

１.業務名称

2050年ゼロカーボンシティに向けた再生可能エネルギー導入等計画策定業務

２.業務の趣旨

2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、本市が、全国を代表する先駆的な地域として、他の地域の脱炭素化の推進をリードするため、オンリーワンの地域特性を活かし、豊富な再生可能エネルギーポテンシャルを最大限に活用することで、現状の課題（地域経済循環・エネルギーの地産地消等）を解決し、魅力と質を向上させる地方創生に資する新たな「脱炭素事業モデル」の構築を進める。

具体的には、市域全体の中長期的な脱炭素化に向けた調査検討を行うとともに、これまで培ってきた成果（コンパクトなまちづくり）である、市役所を中心とした、市民交流施設、図書館、スポーツ施設、防災センター、警察署、ホテルなどの行政、商業、文化の都市機能が集積する施設群「シビックゾーン」において、エリア内における全国でも稀有な地域特性（ため池の未利用水面）と交通ネットワーク（コミュニティバス）を最大限に活かした再生可能エネルギー導入に向けた調査に着手する。

３.業務の目的

上記の趣旨を踏まえ、本業務では、本市の自然的、経済的、社会的条件などの最新データを基にした地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定、および市議会におけるゼロカーボンシティ宣言のための基礎資料の作成、地域脱炭素先行地域への応募のための計画策定を行うものとする。

４.業務の内容

（１）　計画準備

業務実施に際し必要な計画及び準備等を行い、本業務の目的を確実に達成することができる工程となるよう、業務計画書を作成するものとする。

（２）　2050年までの脱炭素社会を見据えた再エネ導入目標の策定

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて本市の基本理念に基づく「小野市脱炭素将来ビジョン（シビックゾーン内）」に基づき、2030年（短期集中）及び2040年（短期～中期）における脱炭素社会の構築に向け、計画的な事業遂行が可能なモデルを提示する。その第一歩として、具体的には、本市の全国でも稀有な地域特性（コンパクトなまちづくり・ため池・コミュニティバス）を最大限に活かした脱炭素事業モデルを提示する。さらに中期及び長期の施策

展開では、構築した脱炭素事業モデルを継続運用、発展させ、2050 年カーボンニュートラルが実現するよう、再エネ導入目標を策定する。なお、再エネ導入目標の策定にあたって収集・作成した資料等は、ゼロカーボンシティ宣言の基礎資料としても活用する。

小野市脱炭素将来ビジョン（シビックゾーン内)】

1　小野市のオンリーワンの地域特性「シビックゾーン(コンパクトシティ+交通ネットワーク)」を最大限に活かした脱炭素のまちづくり
2　全国一多い「ひょうごのため池（未利用水面)」の積極的な活用
3　コミュニティバス「らんらんバス」の EV 化によるゼロカーボンドライブ
4　新たな地域の農業施策（農業用ため池・遊水池の管理体制）
5　地域経済の循環（電力料金・地域エネルギー資源の地産地消）
6　災害時の拠点施設におけるエネルギー源の確保
7　ため池水面ライトアップ及び防犯灯増設(ゼロカーボン電源）による賑わい創出と防犯推進
8　市・民間企業・関係自治会(市民)、それぞれが主体性を持って Win-Win の関係構築により小野市独自の「ゼロカーボンシティ」を実現

（3）　地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定

本市の基本理念、脱炭素ビジョン等を踏まえ、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編)」を策定する。

（4）　地域の自然的･経済的･社会的条件を踏まえた市域内の温室効果ガス、再生可能エネルギーの導入又は温室効果ガス削減のための取組に関する基礎情報の収集、現状分析

本市の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた地域概況を最新のデータをもとに整理するとともに、本業務の背景や目的、上位計画や関連計画について整理する。また、本市の温室効果ガス排出量を算定・分析し、再生可能エネルギーの導入状況や温室効果ガス排出量削減のための省エネ技術・再生可能エネルギー技術を整理するとともに、本市の省エネ・再生可能エネルギー導入の検討材料を提示する。

① 上位計画および地域特性の整理

本市における上位計画（小野市総合ビジョン、第 2 次小野市環境基本計画等）と本業務の背景及び目的を整理する。また、自然条件、社会条件、経済条件に関する現状を整理して地域資源を把握するとともに脱炭素社会の実現に向けて解決すべき地域課題を整理する。

② 市民・事業者への意識調査

市民や事業者に対し、現状の取り組み状況や今後の取り組みについて意見を聴取し、本市における再生可能エネルギー導入計画へ反映するためにアンケート調査を行う。アンケートは市民 1,000 人、事業者へ 50 社程度の規模を想定する。このアンケートは単に意見聴取するだけが目的でなく、アンケートを通じ、市民や事業者へ脱炭素化への課題を認識していた

だくともに、今後の行動につながる内容とする。本アンケートで得た市民等の意見は、計画の目標設定や施策展開へも反映させることとする。なお、アンケートの実施にかかる諸費用等については、受託者が負担するものとする。

③ 温室効果ガス排出量の調査

現状の市域内の温室効果ガス排出量を把握し、基準年度となる 2013 年度の温室効果ガス排出量の調査及び分析を行う。調査及び分析については、各部門・分野別に最新の「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）マニュアル」や「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料 ver. 1. 0」（環境省）を参考とする。

（5） 地域の特性や削減対策効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計

2013 年度以降の傾向をもとに、2030 年、2050 年における現状すう勢による排出量と省エネ対策を実施した場合の脱炭素シナリオによる排出量を推計する。また、将来推計においては、本市の地域の実情を可能な限り的確に反映することができるよう、複数のシナリオをもとに検討することとする。

（6） 地域の温室効果ガスの将来推計を踏まえた地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

本市における 2050 年カーボンニュートラルの推進は、単に脱炭素化を推進するだけでなく、今ある課題を解決し、本市の魅力と質の向上に寄与する地域創生戦略として位置づけている。このことから、これまで本市が培ってきた地域資源、地域特性、市民力を最大限に活用し、「脱炭素」を通じて更なる発展を目指すことで、結果的に持続可能性の高いまちづくりにつながる「脱炭素シナリオ」を作成する。

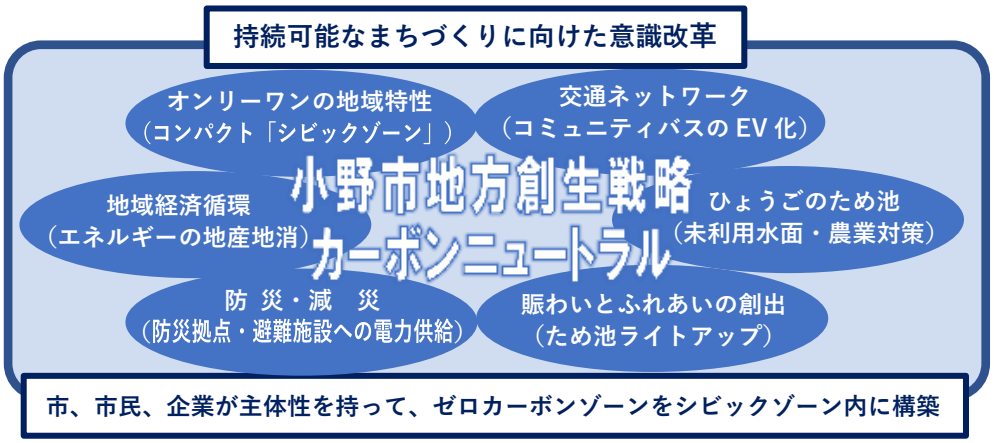

（7） 地域の再エネポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえた再エネの利用促進に係る再エネ導入目標の作成

環境省再エネ情報提供システム「REPOS」を活用し、本市の再生可能エネルギー別のポテンシャルを調査するとともに、法規制や本市の社会情勢等に応じた再生可能エネルギー別利用可能量の調査及び推計を行う。さらに、REPOS 等によるポテンシャル調査結果に加え、本市独自の将来のエネルギー消費量を推計することにより、本市の実情に応じた、再生可能エネルギー別の導入目標や、エネルギー消費比再エネ導入率（再エネ自給率）を設定することとする。

（８）　脱炭素シナリオや、再エネ導入目標を実現するために必要な政策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想の策定

持続可能性の高い事業を推進するため、エネルギーの地産地消や地域循環共生圏を見据えた脱炭素型事業モデルの検討を行う。また、本業務を遂行する上での検討・作成資料や成果を踏まえ、2050 年脱炭素化に向けた、2030 年までの取組施策を「短期集中型重点施策」として策定する。同時に、本事業に関わる関係者とともに役割分担や体制、スケジュールを明確にし、実効性の高い評価指標を含む PDCA サイクルを構築し、短期施策だけでなく中長期的にも円滑に事業を遂行できる体制を提案する。

また、脱炭素シナリオや再エネ導入目標の実現に向け、その内容を広く PR するため、市議会におけるゼロカーボンシティ宣言や、広報特集記事に掲載するための基礎資料を作成する。

（９）　「地域脱炭素ロードマップ」（令和 3 年 6 月 9 日国・地方脱炭素実現会議決定）に基づく、地域脱炭素の実現を目指した計画策定

地域脱炭素ロードマップに基づく、本市の脱炭素化の実現を推進するための「脱炭素先行地域」の範囲設定や再エネポテンシャル情報、電力供給量や需要家に対する電力需要等のヒアリング調査に基づく計画策定を行うこととし、脱炭素先行地域計画提案書等、脱炭素先行地域への応募に向けた必要な書類を作成する。

（１０）　小野市環境審議会の開催支援

専門的な知見を有する会議として、小野市環境審議会を 3 回程度開催する。受託者は、会議への参加、資料作成等を行う。

（１１）　打合せ・協議及び報告書の作成

対面による打合せ・協議を 5 回程度、オンライン上での打合せ・協議を 5 回程度実施することとし、初回、納品時のほか、必要に応じて適宜実施することとする。打合せ・協議の内容は、打合せ記録簿として受託者がとりまとめ、市及び受託者が確認のうえ双方が保管するものとする。また、本業務における調査結果を報告書として取りまとめる。

５.履行期間

契約締結日の翌日から令和 5 年 2 月 28 日まで

※ただし、本業務は環境省の「令和 3 年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）のうち、1-1. 2050 年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業（第 1 号事業の 1)」（以下「計画づくり支援事業第 1 号事業の 1」という。）を活用し実施することから、当該事業内容を熟知したうえで、完了実績報告書を履行期間内に作成すること。

6.成果品

（1） 成果品は次のとおりとする。

① 業務報告書	5部
② 計画づくり支援事業第1号事業の1完了実績報告書	5部
③ その他関連資料	5部
④ 上記データを格納した電子データ（CD-R）	1部

（2）成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権（以下「著作権等」という。）は本市が保有するものとする。

（3）成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

（4）納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

7.その他

（1）受託者は、本業務を実施するにあたって知り得た個人情報、企業情報等について、守秘義務を遵守するとともに、情報セキュリティを確保し、情報漏えい等のないよう業務を遂行すること。また、専門家を外部から招聘した場合はその者に対しても十分な説明を行うこと。

（2）受託者は、本業務の実施において、技術士（建設環境または環境）、またはエネルギー管理士の資格を有する者に従事させるなど、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に業務を遂行すること。

（3）本業務は、環境省の計画づくり支援事業第1号事業の1を活用し実施することから、公募内容を熟知したうえで業務を遂行すること。

（4）受託者は、事故や業務遂行上の課題などが発生した場合には、速やかに発注者に報告すること。

（5）本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度市と協議を行い、市が決定する。